令和８年度第１回登米市入札契約監視委員会

日時：令和８年７月 22 日（水）
午後２時～
場所：登米市役所迫庁舎
３階　第４委員会室

次　　第

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　市長あいさつ

４　委員長の選任について

５　報　告
(1)　令和７年度(下半期)入札及び契約の状況報告　【資料１－１～資料１－２】

(2)　指名停止措置の運用状況報告　【資料２】

６　議　題
抽出事案の審議　【資料３～資料３－６】

７　その他
・次回開催時期について

８　閉　会

資料１－１

令和８年度第１回登米市入札契約監視委員会

令和７年度下半期入札方式別集計表

契約期間：令和７年１０月１日～令和８年３月３１日

入札方式	件数	内訳（工種等）		備考
１．条件付一般競争入札	**1件**	土木一式工事	1件	工事1件
２．制限付一般競争入札	**45件**	土木一式工事	5件	工事36件
		機械器具設置工事	9件	
		とび・土工・コンクリート工事	1件	
		水道施設工事	7件	
		舗装工事	3件	
		電気工事	2件	
		浄化槽設置工事	9件	
		建設関連業務	2件	
		役務の提供	7件	
３．総合評価一般競争入札	**4件**	土木一式工事	1件	工事4件
		舗装工事	3件	
４．一般競争入札	**4件**	役務の提供	4件	
５．指名競争入札	**156件**	土木一式工事	2件	工事22件
		建築一式工事	1件	
		機械器具設置工事	1件	
		水道施設工事	5件	
		舗装工事	6件	
		浄化槽設置工事	7件	
		建設関連業務	3件	
		物品（購入・製造・賃貸）	44件	
		役務の提供	87件	
総契約件数	**210件**			

資料２

指名停止情報

令和８年６月30日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止		指名停止期間	指名停止登録業種	指名停止措置事由
			始期	終期			
1	㈱中央技術コンサルタンツ	宮城県	R7.8.9	R8.10.8	14月	建設関連工事	談合等
2	新明和工業㈱	兵庫県	R7.10.25	R8.9.24	11月	建設工事	独占禁止法違反
3	大日コンサルタント㈱	岐阜県	R8.1.26	R9.1.25	12月	建設工事	独占禁止法違反
4	㈱トーニチコンサルタント	東京都	R8.1.26	R9.1.25	12月	建設工事	独占禁止法違反
5	スバル興業㈱	東京都	R8.6.12	R8.12.11	6月	建設工事	独占禁止法違反
6	日本ハイウエイ・サービス	東京都	R8.6.12	R8.12.11	6月	物品の製造・販売・役務の提供	独占禁止法違反
7	㈱日本微生物研究所	宮城県	R8.6.12	R9.1.11	7月	役務の提供	契約違反及び契約締結拒否
8	前田建設工業㈱	東京都	R8.6.29	R8.7.28	1月	建設工事	不正又は不誠実な行為

令和８年度第１回登米市入札契約監視委員会

資料３

審議案件一覧

（令和７年10月１日～令和８年３月31日）

No	入札方式	工事名称（業務名称）	区分・種目	予定価格（税抜：円）	担当課	資料番号
1	制限付一般競争入札	登米市市民バス運行業務	業務	670,028,000	市民協働課	資料３－１
2	制限付一般競争入札	赤坂線電気設備工事	電気工事	9,027,653	道路課	資料３－２
3	指名競争入札	申告業務用複写機借上げ	賃貸	1,146,000	税務課	資料３－３
4	指名競争入札	令和８年度版リサイクル・ごみ・し尿収集カレンダー印刷製本業務	製造	3,625,000	廃棄物対策課	資料３－４
5	指名競争入札	中田庁舎自動ドア・強化硝子扉修繕業務	業務	2,300,000	中田総合支所市民課	資料３－５
6	指名競争入札	スクールバス（東和小）運行業務	業務	304,955,000	学校教育課	資料３－６

審議概要	
案件№	１
案件名	登米市市民バス運行業務
入札経過及び結果等	制限付一般競争入札で執行し、参加条件については、市内に本社（本店）又は支社（支店・営業所）を有する事業者であって、旅客運送（一般乗合旅客自動車運送）に登録があること、道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ていることとしたもの。１者からの応札があり落札率は 99.9988%であった。
事業概要	市民の日常生活の移動手段を確保するため、市民バスを運行するもの。 市内 11 路線 31 系統を平日 84 便、休日 52 便を運行する業務で、運行期間は令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの３年間としたもの。
委員会意見	運行区間 11 路線 31 系統の市民バス運行に係る案件である。路線を分割すれば対応できる業者があるものの、分割発注による積算額は一括発注による積算額を大幅に上回るため、一括発注としたところ入札参加者数は１者となった。 また、市民生活に欠かせない基本的なサービスであるため不落随意契約とし、１者でも入札を実行したとのことであった。 市の契約規則に則った対応であり、その点に関して問題は認められないものの、当該業務を分割することは現実的ではないことから、効率的に契約を行うための方策について今後も検討されたい。

審議概要	
案件№	２
案件名	赤坂線電気設備工事
入札経過及び結果等	制限付一般競争入札で執行し、参加条件については、市内に本社（本店）を有する事業者であって、電気工事部門の格付等級がＳ等級又はＡ等級であることとしたもの。 ２者からの応札があり落札率は 99.69％であった。
事業概要	市道赤坂線の道路整備事業に伴う工事で、機械操作や制御を行うための制御盤の設置、電気を引き込むためのコンクリート柱の設置及び、引込開閉基盤を設置するもの。
委員会意見	高い専門性が求められる業務であることを勘案し、入札方法を制限付一般競争入札としたが、入札参加要件を満たす業者９者に対し、入札参加者が２者にとどまったという案件である。入札参加者が少なかった主な理由として、資材・機材価格が工事価格の 70％という高い水準を占めることが原因ではないかとの見解が担当課から示された。 予定価格の積算については、公表単価を使用し、公表されていないものについては参考見積書を徴取して実勢価格を反映していることから、一定の透明性は確保されていると思料される。 資材購入費用等の値上がりで応札価格が高くならざるを得なかったため、応札しなかった事業者もあると思われるとのことであった。 説明を受け、入札は適正に行われ問題はなかったと判断した。

審議概要	
案件№	３
案件名	申告業務用複写機借上げ
入札経過及び結果等	指名競争入札で執行し、指名条件を登録業種が賃貸部門の印刷機・複写機に登録がある市内業者をすべて指名したところ、７者から応札があり落札率は98.43％であった。
事業概要	例年１月から３月の期間で畜産の収支事前記帳相談会及び、所得税、住民税の申告相談会を実施しており、会場で使用するデジタル複写機８台の賃貸借契約を行うもの。
委員会意見	本案件は、他の複写機借上げ案件とは業務内容が異なっている。通常は３年間の契約だが、本案件は極めて限られた期間で行われる申告業務遂行に使用すること、設置場所は８か所に分散していることの２つの点で特殊である。そのため、他の案件と比べてどうしてもコスト高にならざるを得ないため、予定価格に近い価格で落札が行われたとのことであった。説明を受け、入札は適正に行われ問題はなかったと判断した。

審議概要	
案件№	４
案件名	令和８年度版リサイクル・ごみ・し尿収集カレンダー印刷製本業務
入札経過及び結果等	指名競争入札で執行し、指名条件を登録業種が印刷製本部門の一般印刷に登録がある市内・準市内業者をすべて指名したところ、４者から応札があり落札率は98.40％であった。
事業概要	ごみの減量化及び資源リサイクルを推進するため、一般廃棄物処理実施計画に基づく資源ごみの分別方法、ごみの出し方及び収集日程を掲載したカレンダーを作成するもの。
委員会意見	当該業務に対応でき、かつ、入札参加条件を満たす業者は４者とのことであり、当該４者を指名業者として選定した案件である。一定の競争原理が機能していると思料されるものの、このような案件では４者での競争になり、応札価格もほぼ似たようなものになりがちである。この中で予定価格を下回って応札した１者が落札した。説明を受け、入札は適正に行われ問題はなかったと判断した。

審議概要	
案件№.	５
案件名	中田庁舎自動ドア・強化硝子扉修繕業務
入札経過及び結果等	指名競争入札で執行し、登録業種が機械設備保守部門の自動ドアに登録がある県内業者すべてを指名したもの。 ３者から応札があり落札率は100%であった。
事業概要	定期保守点検の結果に基づき、自動ドア装置の取替え、強化ガラス扉の交換、自動ドア用防護柵の取付けを行うもの。
委員会意見	登録業者 13 者を選定し、３者が入札に参加した案件である。入札者数が少なかった理由については、修繕を要した自動ドアは落札した業者社製であり、当該業務に対応できないと判断した業者が多かったと推測されるとのことだった。 随意契約を選択できないのか今後の検討課題とされたい。 また、参考見積りが３者の最低価格であったことは、中央値を取る等、他と同様の手法にしたほうが良いと思われる。

審議概要	
案件№.	６
案件名	スクールバス（東和小）運行業務
入札経過及び結果等	指名競争入札で執行し、登録業種が旅客運送部門の通学用バスに登録がある市内業者すべてを指名したもの。 ３者から応札があり落札率は99.99%であった。
事業概要	東和小学校に登校する児童を送迎するスクールバス９台９路線の運行を委託するもの。
委員会意見	市内の登録業者９者を選定し３者が入札に参加した。学校に近い地元の業者が落札した案件である。９路線を９台のバスで運行するため、業者が絞られることは理解した。 国土交通省の指針・ガイドラインに沿ったものであるとの担当課からの説明があり、また、何より児童の安全が最優先されるべき業務であることを理解した。 説明を受け、入札は適正に行われ問題はなかったと判断した。

総合的所見

抽出した６つの案件について審議を行った。関係者からの丁寧な説明を受け、どの案件も適正に入札が行われ、結果、問題はなかったと判断した。

審議案件のうち、その業務内容が今後の人口動向の影響を受けると推測される案件が過半を占めていたように思われる。当該案件に係る各担当課は検討を開始したり、実際の業務内容に反映させたりと各担当課の工夫の跡が見て取れた。今後も住民に対しより良い行政サービスを「より効果的に」提供するにはどうしたら良いかということを常に意識し、業務内容に反映するよう努めていただきたい。

そのほか、地域柄や業務内容により入札参加業者が１者という案件も認められた。各案件とも市の契約規則に則っており、入札契約に関し問題はないと判断されるが、若干杓子定規の対応との印象を持たないでもなかった。効果も追求しつつ、効率的に契約を行う方法を模索していただきたい。例えば、市民バスやスクールバスの運行業務についてであるが、「制限付き」や「指名」ではあるが、競争入札を行い可能な限り競争状態を保った中で入札を行っている。それはそれで結構だが、業務の性質上、特に安全・安心を求められる業務であるので、これまで問題なく業務を遂行している業者であれば、安全・安心を改めて確認の上、随意契約にしても良いのではないかと思われるがいかがなものであろうか。

今回の案件では、様々なコンプライアンス事項を遵守しながら、入札参加資格を満たす業者を集める作業がいかに大変であるか理解できた。見積業者が応札者になり、結果的に契約業者になる案件もどうしても発生すると思われる。

ただし、そのような状況であっても、公共事業の公平性を守る観点からは、予定価格の計算方法を統一するなど、不信を抱かれないように努力していく姿勢が求められる。より具体的に言えば、予定価格を設定するため複数の業者に参考見積書の徴取を行うことはよくあることだが、原則はその中の中位の価格か平均価格をもって予定価格にするのが普通であると考える。案件によっては、その中の最低価格をもって予定価格にした案件も見受けられた。コストダウンを図るためそうしたように思われるが、こうしたやり方は必ずしも好ましいことではないと思われる。再度原則を確認し徹底するべきであろう。

各部署におかれては、引き続きサービスの質を維持向上しつつ、競争性と透明性の確保によって適正な入札・契約手続きに努めていただきたい。